

平成 30 年 12 月 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 金子 收

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 30 年 11 月 29 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成 30 年 11 月 29 日、文京区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

## 2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

### (1) 一般職に対する平成 30 年の特別区人事委員会勧告

#### 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
383,760 円	393,431 円	△9,671 円 (△2.46%)

### (2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差 526 円 (0.13%) を解消するため、給料表の引上げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、増額改定が行われた。

特別職の報酬等の額についても、特別区人事委員会が一般職の給与に対して 0.13% 引き上げる勧告を行っていることを十分に考慮し、同等の措置を適用することが必要であるとの結論に達した。

### (3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、多くの職において、順位は下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

### 3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、緩やかに回復している。」
- (2) 文京区は、着実な財政運営を行っており、特別区税収入も増加が続いているが、国の不合理な税制改正やふるさと納税等により、歳入への影響が懸念される。また、社会保障関係経費や施設改修等の経費の増加も見込まれることから、予断を許さない状況である。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を 2.46%引き下げ、また、勤勉手当については、0.1 月引き上げる勧告が出ている。
- (4) 本年の特別区人事委員会における一般職の給与月額の引下げ勧告は、30 年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の移行期に生じた職員構成等の一過性の歪みが主な要因とされている。
- (5) 本年の人事院による国家公務員の給与勧告では、月例給を引上げ、東京都人事委員会による東京都職員の給与勧告では、月例給は据置きとなっている。また、政令市の人事委員会勧告では、20 市中 14 市が月例給を引上げ、6 市が据置きとしており、引下げとしている政令市はない。
- (6) 特別区長会は、特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、慎重に検討を重ねた結果、本年の人事委員会勧告の取扱いについては、給料表及び勤勉手当の年間支給月数の改定は実施しないこととした。

### 4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。
- (2) (報酬等の方向性について及び方向性を決定するに当たって考慮したこと)

### 5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、( )  
が妥当であるとの結論に達した。

## 6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

(その他ご意見等)

# 文京区特別職報酬等審議会委員

会 長 金 子 收

職務代理者 高 橋 毅 喜

委 員 淺 賀 厚 信

委 員 雨 宮 由 卓

委 員 岡 田 伴 子

委 員 尾 高 勝 郎

委 員 玉 澤 靖 孝

委 員 二 瓶 紀 子

委 員 宮 崎 淳

委 員 吉 川 豊